

事前予約制
相談無料

令和7年度(2025年度)

弁護士による

特別労働相談

熊本県しごと相談・支援センターでは、賃金、解雇等の労働条件に関することや、職場でのトラブルなど、労使双方からの様々な労働相談について、中立の立場から専門の相談員（社会保険労務士）が助言を行います。

また、相談員が相談をお伺いした上で、より高度で専門的な助言を必要とされるものについては、弁護士による特別労働相談も実施しています。なお、弁護士による特別労働相談は、特別労働相談実施日の3日前までの予約が必要です。

＜弁護士による特別労働相談実施日＞

令和7年（2025年）

4月25日（金）	5月13日（火）	6月5日（木）
7月11日（金）	8月4日（月）	9月5日（金）
10月9日（木）	11月14日（金）	12月8日（月）

令和8年（2026年）

1月14日（水）	2月4日（水）	3月13日（金）
----------	---------	----------

＜実施時間＞午後1時30分～午後4時30分

（相談は1人30分以内）

＜場所＞くまジョブ「熊本県しごと相談・支援センター」

（熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階）

＜お問い合わせ・ご予約＞

熊本県しごと相談・支援センター

・労働相談窓口電話：096-352-3613

・センターの利用時間

月～金：午前9時から午後7時まで

土：午前10時から午後5時まで

*日曜、祝日、年末年始は休み。

※調停・裁判中のご相談はご遠慮ください。